

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 1 項の規定にもとづき申請を行なった電気供給約款（平成 27 年 4 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、58（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額および附則 5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2（燃料費調整）および附則 5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率 円 銭 (円 銭)	消費税等相当額 円 銭 (円 銭)
定額電灯 需要家料金 1 契約につき	75.60	5.60
電灯料金 20ワットまでの 1 灯につき	133.37 (19.30)	9.88 (1.43)
20ワットをこえ40ワット までの 1 灯につき	230.01 (38.59)	17.04 (2.86)
40ワットをこえ60ワット までの 1 灯につき	326.66 (57.89)	24.20 (4.29)
60ワットをこえ100ワット までの 1 灯につき	519.95 (96.48)	38.52 (7.15)
100ワットをこえる 1 灯に つき100ワットまでごとに	519.95 (96.48)	38.52 (7.15)
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	232.88 (28.81)	17.25 (2.13)
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	398.80 (57.63)	29.54 (4.27)

(注) ()内には、特別変動可変費に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルト アンペアまでごとに	円 銭 (円 銭) 398.80 (57.63)	円 銭 (円 銭) 29.54 (4.27)
従量電灯 A 最低料金 1 契約につき最初の15キロ ワット時まで	381.02 (37.26)	28.22 (2.76)
電力量料金 15キロワット時をこえ 120キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.32 (2.48)	1.72 (0.18)
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.75 (2.48)	2.20 (0.18)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.57 (2.48)	2.48 (0.18)
従量電灯 B 基本料金 契約容量1 キロボルトアン ペアにつき	388.80	28.80
電力量料金 最初の120キロワット時ま での1 キロワット時につき	20.96 (2.48)	1.55 (0.18)
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.24 (2.48)	1.87 (0.18)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.58 (2.48)	2.11 (0.18)
臨時電灯 A 1 日につき 総容量が50ボルトアンペア までの場合	8.72 (0.78)	0.65 (0.06)
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	17.44 (1.56)	1.30 (0.12)
総容量が100ボルトアンペ アをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	17.44 (1.56)	1.30 (0.12)
総容量が500ボルトアンペ アをこえ1 キロボルトアン ペアまでの場合	174.31 (15.55)	12.91 (1.15)

(注) ()内には、特別変動可変費に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	174.31 (15.55)	12.91 (1.15)
臨時電灯B 最低料金 1契約につき最初の15キロワット時まで	638.82 (37.26)	47.32 (2.76)
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	36.68 (2.48)	2.71 (0.18)
臨時電灯C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	432.00	32.00
電力量料金 1キロワット時につき	31.20 (2.48)	2.31 (0.18)
公衆街路灯A 需要家料金 1契約につき	68.04	5.04
電灯料金 20ワットまでの1灯につき	122.35 (19.30)	9.06 (1.43)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	212.30 (38.59)	15.73 (2.86)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	302.25 (57.89)	22.39 (4.29)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	482.15 (96.48)	35.72 (7.15)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	482.15 (96.48)	35.72 (7.15)
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	213.44 (28.81)	15.81 (2.13)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	366.40 (57.63)	27.14 (4.27)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	366.40 (57.63)	27.14 (4.27)

(注) ()内には、特別変動可変費に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の15キロワット時まで	342.90 (37.26)	25.40 (2.76)
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	22.29 (2.48)	1.65 (0.18)
公衆街路灯 C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	356.40	26.40
電力量料金 1キロワット時につき	19.66 (2.48)	1.45 (0.18)
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,058.40	78.40
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	18.43 (2.48)	1.36 (0.18)
その他季料金	16.98 (2.48)	1.25 (0.18)
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	208.80 (16.34)	15.47 (1.21)
従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	21.62 (2.48)	1.60 (0.18)
その他季料金	19.89 (2.48)	1.47 (0.18)
農事用電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	615.60	45.60
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	14.05 (2.48)	1.04 (0.18)
その他季料金	13.00 (2.48)	0.96 (0.18)

(注) ()内には、特別変動可変費に係る料金を内数として記載

(2) 58 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
架空配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	26,352.00	1,952.00

(3) 附則5 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕) のお客さまについての特別措置に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
契約使用期間 最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	4,470.58 (122.47)	331.15 (9.07)
1キロワット	6,387.44 (244.94)	473.14 (18.14)
2キロワット	10,133.03 (490.21)	750.59 (36.31)
3キロワット	13,924.91 (735.16)	1,031.48 (54.46)
3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに	2,491.92 (244.94)	184.58 (18.14)
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	38.47 (4.08)	2.85 (0.30)
1キロワット	55.74 (8.16)	4.12 (0.60)
2キロワット	113.86 (16.34)	8.43 (1.21)
3キロワット	174.33 (24.51)	12.92 (1.82)
3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに	67.51 (8.16)	5.00 (0.60)

(注) ()内には、特別変動可変費に係る料金を内数として記載

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
(燃料費調整の基準単価)	円 銭 厘	円 銭 厘
1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.348	0.026
1キロワット	0.697	0.052
2キロワット	1.392	0.103
3キロワット	2.089	0.155
3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに	0.697	0.052

(4) 別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円 銭厘	消費税等相当額 円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電 灯		
20ワットまでの1灯につき	1.645	0.122
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	3.289	0.244
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	4.933	0.365
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	8.222	0.609
100ワットをこえる1灯 につき100ワットまでご とに	8.222	0.609
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	2.456	0.182
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまで の1機器につき	4.912	0.364
100ボルトアンペアをこ える1機器につき100ボ ルトアンペアまでごとに	4.912	0.364
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペ アまでの場合	0.066	0.005
総容量が50ボルトアンペ アをこえ100ボルトアン ペアまでの場合	0.133	0.010
総容量が100ボルトアン ペアをこえ500ボルトア ンペアまでの場合100ボ ルトアンペアまでごとに	0.133	0.010
総容量が500ボルトアン ペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合	1.325	0.098
総容量が1キロボルトア ンペアをこえ3キロボル トアンペアまでの場合1 キロボルトアンペアまで ごとに	1.325	0.098

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(ハ) 臨時電力 契約電力1キロワット1日 につき	円 銭厘 1.392	円 銭厘 0.103
ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯A, 臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金 1契約につき最初の15キ ロワット時まで 電力量料金 上記をこえる1キロワッ ト時につき	 3.175 0.212	 0.235 0.016
(ロ) (イ)以外の場合 1キロワット時につき	0.212	0.016